

証券コード 8165  
平成29年3月8日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 星野裕幸

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号 メルパルクホール 大阪  
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照  
くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第72期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senshukai.co.jp/soukai>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senshukai.co.jp/soukai>) に掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成29年3月29日（水曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

\*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

# 企業観念

企業の存在理由は社会貢献にある

この真理に忠実であることに依ってのみ

会社は繁栄する

# 当社の理想

社会貢献の真意を体得し、

之を实践躬行し依って来たる会社の繁栄を以て

全従業員に物質的幸福と

精神的安定を与えることを理想とする

# 当社の方針

従業員は常に良い商品、良いサービスを生むことに

努力せねばならぬ

利益はあくまで社会貢献の結果であると云う信念を堅持し

いやしくも利益の獲得のみを目的とする行為は

厳に慎まねばならぬ

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

## 1. 経営方針

### (1) 経営の基本方針

当社グループは、「良い商品」「良いサービス」をお客様に提供することを通じて、社会に貢献することを基本理念としています。また、株主・顧客・取引先の皆様及び従業員など、すべての関係者と共存共栄を図り、企業価値を高めることを行動の指針としています。

### (2) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対しましては、配当性向を考慮し安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を基本としています。

株主の皆様への利益配分の方針として、連結配当性向30%を目安として継続的な利益還元に努めることを基本としております。内部留保金につきましては、中長期的な視野に立った新規事業の開発や既存事業の効率化推進のための投資及びグループ事業の拡充に向けたM&A（企業合併・買収）投資や、財務体質の健全化等に活用し、企業競争力と企業体質の更なる強化に取り組んでまいります。

### (3) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすために、「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」を必要不可欠なものと認識し、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えており、内部統制システムの構築などを通じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

## 2. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善がみられ、緩やかな回復基調が継続しました。一方、中国をはじめとする世界経済の減速懸念、英国のEU離脱問題、米国の大統領選挙後の政策動向に対する懸念など、景気の先行き不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、お客様の生活スタイルやニーズの多様化と、先行きに対する不安感から、消費者の節約志向とともに選別消費の傾向が一層強まっており、引き続き厳しい状況が続いております。

当連結会計年度の売上高は、通信販売事業における減収のため、1,290億74百万円（前期比3.9%減）となりました。

利益面に関しましては、売上高は減少いたしました。原価率の低減と業務の効率化などによる販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は11億94百万円（前期は34億37百万円の営業損失）となりました。経常利益は16億73百万円（前期は25億40百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益等により14億20百万円（前期は53億7百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

#### 当連結会計年度（平成28年度）の業績結果

区 分	結 果	前 期 比
売上高	1,290億74百万円	3.9%減
経常利益 (△は損失)	16億73百万円	前期は△25億40百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は損失)	14億20百万円	前期は△53億7百万円

#### 事業別概況

##### (通信販売事業)

カタログ及びインターネットを中心とする通信販売事業の当連結会計年度の売上高は、シェアの高い衣料品及び服飾雑貨の苦戦により1,066億6百万円（前期比6.5%減）となりました。

利益面に関しましては、原価率の低減、販売費及び一般管理費の削減等により前期より損失幅が大幅に縮小し、営業損失は2億40百万円（前期は45億97百万円の営業損失）となりました。

#### **(ブライダル事業)**

ハウスウエディングを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、新店舗オープンにより168億18百万円（前期比10.1%増）となりました。営業利益は7億51百万円（前期比10.1%増）となりました。

#### **(法人事業)**

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は、45億76百万円（前期比8.6%増）となりました。営業利益は5億17百万円（前期比40.6%増）となりました。

#### **(その他)**

保険・クレジットなどを主とするサービス事業と保育事業などを行うその他の事業の当連結会計年度の売上高は、保育事業において保育園を2園開園したこともあり10億72百万円（前期比26.5%増）となりました。営業利益は1億46百万円（前期比50.9%増）となりました。

## 事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメント名	業種のメ 及び品目	第 71 期 平成27年 1 月 1 日から 平成27年12月31日まで		第 72 期 平成28年 1 月 1 日から 平成28年12月31日まで		前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)
		金額	構成比	金額	構成比		
通信販売事業	衣料品	50,867	37.9%	44,964	34.9%	△5,903	△11.6%
	インテリア	28,469	21.2	28,648	22.2	178	0.6
	生活雑貨	15,108	11.3	13,968	10.8	△1,140	△7.5
	服飾雑貨	12,214	9.1	10,615	8.2	△1,599	△13.1
	食品	5,816	4.3	6,732	5.2	916	15.8
	その他	1,499	1.1	1,676	1.3	177	11.8
	小計	113,976	84.9	106,606	82.6	△7,370	△6.5
ブライダル事業		15,281	11.4	16,818	13.0	1,536	10.1
法人事業		4,214	3.1	4,576	3.6	362	8.6
その他		848	0.6	1,072	0.8	224	26.5
合計		134,321	100.0	129,074	100.0	△5,247	△3.9

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は17億23百万円です。

通信販売事業においては7億1百万円、ブライダル事業においては、新店舗の開設等により8億83百万円の設備投資を行いました。

また設備投資の金額には、有形固定資産のほか、コンピュータシステムの開発費用等の無形固定資産4億62百万円を含めております。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え借入金でまかないました。

また当社は、取引金融機関と総額102億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年度より始まり平成30年度を最終年度とする中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を掲げ、通販市場において独自性のある確固たるポジションの構築、企業ビジョン「ウーマン スマイル カンパニー」にふさわしい新規事業の展開にグループを挙げて取り組んでおります。

昨年度、2年経過した時点での進捗状況、環境変化を鑑み、中長期経営計画の見直しを行い、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、経営目標の修正を行いました。

具体的には平成30年度において連結売上高1,650億円、営業利益50億円、自己資本当期純利益率（ROE）7%を新たな経営目標として掲げております。

今後もグループ一体となった経営を一層推進し、成長と強固な収益基盤の構築により企業価値の向上を図ってまいります。

#### 平成30年度 中長期経営計画目標値 (Innovate for Smiles 2018)

区 分	経営目標
売上高	1,650億円
営業利益	50億円
親会社株主に帰属する当期純利益	40億円
自己資本当期純利益率（ROE）	7%

#### 『中長期経営計画』の進捗状況

##### ① 通信販売事業

顧客ターゲットごとに最適なP B（プライベートブランド）の展開、各P Bごとに全販売チャンネル（EC、カタログ、店舗など）を想定したMD（品揃え計画）の実施、企画から製造、販売までを行うSPA（製造小売）型商品の開発、オムニチャンネル化を目指した各販売チャンネルの改善に継続的に注力して取り組んでおります。

当連結会計年度にはJ.フロント リテイリング株式会社との業務提携の中で、婦人服の「Kcarat」（ケイカラット）、婦人靴の「BENE BIS」（ベネビス）という2つのブランドを大丸松坂屋百貨店に出店しました。今後もP B商品の強化と販売チャンネルの拡大に注力してまいります。

## ② ブライダル事業

ブライダル業界のリーディングカンパニーとしての地位を確立すべく、ワタベウェディング株式会社との業務提携を更に推進することにより、収益力を強化してまいります。

## ③ 法人事業

引き続き、通販市場の拡大に合わせて、B to C 参入希望の法人顧客に向けた様々な受託ビジネスの展開を強化してまいります。

## ④ 新規事業

平成26年度から立ち上げた保育事業の拡大に取り組んでおります。現在東京都と千葉県で6園の保育園を運営し、平成29年度は4月に東京都品川区に開園を予定しております。今後も保育の質を重視しつつ、事業の成長・拡大を目指してまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものと認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 69 期 (平成25年12月期)	第 70 期 (平成26年12月期)	第 71 期 (平成27年12月期)	第 72 期 (平成28年12月期)
売 上 高	141,552	142,526	134,321	129,074
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	4,631	3,549	△2,540	1,673
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )	4,046	1,798	△5,307	1,420
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ )	93円43銭	41円52銭	△108円03銭	27円26銭
総 資 産	98,800	100,785	105,352	101,959
純 資 産	50,359	53,160	53,705	52,572
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,162円81銭	1,227円52銭	1,028円17銭	1,009円26銭

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ディアーズ・ブレイン	600 <sup>百万円</sup>	100.0 %	ブライダル事業
(株)モバコレ	120	100.0	通信販売事業
(株)ベルメゾンロジスコ	100	100.0	物流システム業
千趣ロジスコ(株)	100	100.0	物流システム業
千趣会コールセンター(株)	60	100.0	テレマーケティング業

- (注) 1. 重要な子会社の状況に記載した5社を含め、連結子会社は14社、持分法適用会社は1社であります。
2. 株式会社モバコレは平成28年6月30日付で減資したことにより、資本金は120百万円になりました。
3. 株式会社ベルネージュダイレクトは平成28年10月31日付で減資したことにより、資本金は50百万円になりました。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### ③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ワタベウェディング(株)	4,176 <sup>百万円</sup>	34.0 %	ブライダル事業

- (注) 1. 重要な関連会社の状況に記載した1社を含め、持分法適用会社は3社であります。
2. 議決権比率は間接保有も含めた保有割合であります。

### ④その他の重要な企業結合の状況

J.フロントリテイリング株式会社は、当社の議決権を22.6%所有しており、当社はJ.フロントリテイリング株式会社の持分法適用の関連会社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業や法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、その他として保険・クレジットなどを主とするサービス事業、保育園の運営等を行う保育事業を営んでおります。

## (8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都港区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
(株)ベルメゾンロジスコ	本 社	岐阜県可児市
	美濃加茂DC	岐阜県美濃加茂市
千趣ロジスコ(株)	本 社	兵庫県西宮市
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区

## (9) 従業員の状況

### ①当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,204名	△60名
ブライダル事業	516	20
法人事業	40	△1
その他	78	26
全社(共通)	169	35
合計	2,007	20

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

### ②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
829名	△38名	42.5歳	13.0年

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(46名)は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,730 <sup>百万円</sup>
株式会社みずほ銀行	578
株式会社三菱東京UFJ銀行	522
三井住友信託銀行株式会社	386

## 3. 会社の株式に関する事項

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 52,230,393株  |
| (3) 株主数        | 32,558名      |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数	持株比率
J.フロントリテイリング株式会社	11,815千株	22.63%
株式会社ブレストシーブ	3,650	6.99
凸版印刷株式会社	1,838	3.52
株式会社三井住友銀行	1,665	3.19
大日本印刷株式会社	1,511	2.90
株式会社みずほ銀行	1,219	2.34
千趣会グループ従業員持株会	938	1.80
日本生命保険相互会社	790	1.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	752	1.44
三井住友信託銀行株式会社	705	1.35

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（23,527株）を控除して計算しております。

## 4. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な状況

平成26年4月3日開催の取締役会決議に基づき発行した、2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

新株予約権の数	1,400個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"><li>・本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。</li><li>・本新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする。</li></ul>
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"><li>・本新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。</li><li>・転換価額は、当初、1,048円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整又は減額されることがある。</li></ul>
新株予約権の行使期間	平成26年5月7日から平成31年4月9日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 5. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星 野 裕 幸	
常務取締役執行役員	杉 浦 恒 一	ベルメゾン事業統括担当
取締役執行役員	榎 谷 一 寿	マンスリー事業本部長
取締役執行役員	梶 原 健 司	東京本社代表、事業開発本部長、 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長
取締役執行役員	内 藤 剛 志	経営企画本部長
社 外 取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授
社 外 取 締 役	佐 野 利 勝	
社 外 取 締 役	今 津 貴 博	J.フロントリテイリング㈱執行役員、 フォーレスト㈱取締役
常 勤 監 査 役	前 田 政 則	
社 外 監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、 日本金銭機械㈱社外監査役
社 外 監 査 役	森 本 宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社 員、北浜法律事務所グループCEO、日本 金銭機械㈱社外監査役

- (注) 1. 社外取締役 大石友子氏の戸籍上の氏名は加藤友子です。  
 2. 社外取締役 大石友子及び佐野利勝並びに社外監査役 小泉英之及び森本 宏の4氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 3. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
梶原 健司	取締役執行役員、東京本社代表、事業開発本部長	取締役執行役員、東京本社代表、事業開発本部長、㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長	平成28年7月1日
内藤 剛志	取締役執行役員、経営企画本部長、㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長	取締役執行役員、経営企画本部長	平成28年7月1日

5. 平成29年1月1日付をもって、次のとおり取締役の担当及び重要な兼職を変更いたしました。

氏名	異動前	異動後
杉浦 恒一	常務取締役執行役員、ベルメゾン事業統括担当	常務取締役執行役員、商品開発担当
榎谷 一寿	取締役執行役員、マンスリー事業本部長	取締役執行役員、千趣会コールセンター㈱代表取締役社長
梶原 健司	取締役執行役員、東京本社代表、事業開発本部長、㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長	取締役執行役員、東京本社代表、事業開発担当、㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長
内藤 剛志	取締役執行役員、経営企画本部長	取締役執行役員、経営企画担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
田邊 道夫	平成28年3月30日	任期満了	取締役
澤本 莊八	平成28年3月30日	任期満了	取締役
朝田 郁	平成28年3月30日	任期満了	取締役
中林 義博	平成28年3月30日	辞任	常勤監査役

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	137百万円 (18)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	30 (10)
合 計 (うち社外役員)	14 (4)	167 (28)

- (注) 1. 上記には、平成28年3月30日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額5百万円が含まれております。

(ご参考)

**【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針】**

当社の役員報酬は、「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」から構成し、「基本報酬」は固定報酬及び業績連動報酬から構成しております。いずれも株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会において決定しております。

「基本報酬」のうち、固定報酬は世間相場を考慮し職位別に支給金額を決定し、業績連動報酬は単年度の業績に対する経営責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績及び個人業績を反映して決定しております。

「業績連動型株式報酬」は中長期的な業績の向上並びに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対し導入しております。

なお、社外取締役及び監査役は独立性を確保するため固定報酬のみを支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 大石友子	京都学園大学経営学部教授	特別の関係はありません。
社外取締役 今津貴博	J.フロント リテイリング(株) 執行役員	当社の主要株主及び資本業務提携先でもあり、広範な取引関係にあります。
	フォーレスト(株)取締役	J.フロント リテイリング(株)の子会社で、主に文具や事務用品等の通信販売を営んでおり、当社と通信販売事業において競業関係にあります。
社外監査役 小泉英之	小泉公認会計士事務所代表	特別の関係はありません。
	日本金銭機械(株)社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役 森本宏	弁護士法人北浜法律事務所代表社員	北浜法律事務所グループ所属の他の弁護士個人と法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同グループの総収入における割合は、1%未満であります。
	北浜法律事務所グループ CEO	
	日本金銭機械(株)社外監査役	特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	取締役会・監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役 大石友子	取締役会17回開催 内15回出席	大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 佐野利勝	取締役会17回開催 内17回出席	主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 今津貴博	就任してからの 取締役会13回開催 内13回出席	培ってきた事業経営の知見・経験に基づき、取締役会において適宜、助言、提案等を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に寄与しております。
社外監査役 小泉英之	取締役会17回開催 内17回出席 監査役会14回開催 内14回出席	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 森本宏	取締役会17回開催 内17回出席 監査役会14回開催 内14回出席	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

## 6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                | 50百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の<br>財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務等を委託しております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

### ① 処分の対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

### ③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 当該監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

### (1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、2. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス (企業統治)」への取組みを必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましても、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

### (2) 内部統制システムに関する具体的な内容

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。

- ②役員(取締役・監査役・執行役員)及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査室が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前にリスクマネジメント部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改定は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを分類し、各リスクごとに所管部又は委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。  
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部又は委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。

- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

## 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③事業子会社のうち取締役会非設置会社は、毎月開催する定例会議において各種報告を行う。事業子会社は、毎月開催する月次会議で売上・利益の報告を共有し、少なくとも年1回、当該事業子会社の社長から当社社長へ直接報告を行う。
- ④監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ⑤グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
- ⑥グループ中長期経営計画を策定し、効率的に運営する。
- ⑦子会社の役員人事は人事委員会で、子会社の代表取締役は取締役会で選解任を行う。
- ⑧グループ会社は、それぞれリスクの度合いに応じて規程を整備し管理する。
- ⑨当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。

②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。

③監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。

## **7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。

②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会又は所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。

③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。

④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。

⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。

⑥監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

⑦必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

⑧当社及びグループ会社から連絡を受けた「倫理コンプライアンス委員会」における委員長は、従業員の重大な不正行為等の事実又はその疑いがある場合は、監査役会に報告する。

## **8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

## **9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

①監査役職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

②会社のために必要と認める場合には、予算外費用を会社は承認する。

## 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査室は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

### (3) 内部統制システムの運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける運用状況の概要は、以下のとおりです。

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、コンプライアンスポリシーを制定し、イントラネット上に掲示し、全従業員が随時確認できる状態にしている。また、内部通報制度として企業倫理ヘルプラインを開設し5回の内部通報が行われた。

役員及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての企業倫理ヘルプラインを通じて、役員に関しては監査委員会に、使用人に関しては倫理コンプライアンス委員会に付議し、審議している。

監査委員会の実施はなく、倫理コンプライアンス委員会では4案件が審議されている。

当社における内部統制については、内部監査規程に基づき、子会社5社と当社の2業務に対する内部監査を実施し、改善を要する事項に対しては改善指導を実施。監査結果については、都度監査報告書として取りまとめ、当社社長へ報告済みである。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社は、毎月初に各リスク担当者よりリスクの管理状況をリスク管理統括委員会事務局に報告書を提出し、リスク管理統括委員会事務局にて取りまとめ、月1回経営会議にて報告を行っている。危機管理における具体的な対応については、各リスク担当部署において、マニュアルの保管・整備を随時行っている。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、原則毎週金曜日に経営会議を開催し、合計47回開催した。そして、決裁事項申請に関する規程により、明確になった取締役会から委任された重要な業務の執行についての決議を実施した。

## 4. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

グループ中長期経営計画に関し、進捗度合いを月次の経営会議及び取締役会、四半期毎の経営報告会にて状況確認を行った。

## 5. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

常勤監査役は取締役会17回、経営会議47回全てに出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けている。また、リスク管理統括委員会の報告を月に1回受けており、内部通報の状況は、半年毎に1回報告を受けている。

常勤監査役は、監査室の「監査報告会」に必ず出席し、内部監査結果の報告を受けている。監査役は、当社社長と懇談会を年に4回実施し、監査法人とは意見交換会を年に11回実施している。そして、常勤監査役は、執行役員及び子会社社長等よりヒアリングを24回実施し、監査役監査を定期的に実施している。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況

金融庁・企業会計審議会が公表している実施基準等に準拠した「2016年度基本計画書」に基づき、監査室と会計監査人が連携の上、統制活動のモニタリング等を通じ、内部統制の有効性について整備、運用状況の評価を行っている。また、監査計画に基づき、子会社5社と当社の2業務に対する会計・業務を中心とした定期監査を行い、不備事項に対しては改善指導により是正を図っている。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定し、実行してまいりましたが、2. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題にも記載のとおり、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、引き続き実行してまいります。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまで、平成23年3月30日開催の第66期定時株主総会において、有効期間を平成25年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成26年3月28日開催の第69期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成28年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

#### **IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由**

##### **1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について**

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### **2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について**

###### **（1）本プランが基本方針に沿うものであること**

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（2）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(ご参考)

本プランの有効期限は、平成29年3月30日開催予定の当社第72期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において、当社第72期定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せずに廃止することを決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>(52,618)</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>(29,298)</b>
現金及び預金	16,605	電 子 記 録 債 務 金	10,365
受取手形及び売掛金	3,889	買 掛 金	5,840
商品及び製品	20,580	短 期 借 入 金	1,546
原材料及び貯蔵品	141	リ ー ス 債 務 金	122
繰延税金資産	581	未 払 金	5,383
未 収 入 金	7,818	未 払 費 用	2,008
そ の 他	3,153	未 払 法 人 税 等	387
貸倒引当金	△152	未 払 消 費 税 等	534
<b>固 定 資 産</b>	<b>(49,341)</b>	販 売 促 進 引 当 金	437
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>(29,551)</b>	そ の 他	2,672
建物及び構築物	16,128	<b>固 定 負 債</b>	<b>(20,088)</b>
機械装置及び運搬具	790	新 株 予 約 権 付 社 債	7,000
工具、器具及び備品	771	長 期 借 入 金	9,300
土 地	11,310	リ ー ス 債 務	1,140
リ ー ス 資 産	536	繰 延 税 金 負 債	1,308
建 設 仮 勘 定	13	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	333
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>(4,147)</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	98
の れ ん	2,027	役 員 株 式 給 付 引 当 金	9
そ の 他	2,120	資 産 除 去 債 務	735
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>(15,642)</b>	そ の 他	162
投 資 有 価 証 券	8,651	<b>負 債 合 計</b>	<b>49,387</b>
長 期 貸 付 金	1,202	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷 金 及 び 保 証 金	1,826	<b>株 主 資 本</b>	<b>(58,399)</b>
繰 延 税 金 資 産	109	資 本 金	22,304
そ の 他	4,119	資 本 剰 余 金	23,860
貸 倒 引 当 金	△266	利 益 剰 余 金	12,385
<b>資 産 合 計</b>	<b>101,959</b>	自 己 株 式	△151
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>(△5,890)</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,271
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△11
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,983
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△143
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△23
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>(64)</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>52,572</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>101,959</b>

# 連結損益計算書

(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	129,074
売上原価	67,087
売上総利益	61,986
販売費及び一般管理費	60,791
営業利益	1,194
営業外収益	
受取利息及び配当金	131
持分法による投資利益	228
債務勘定整理益	256
その他	200
営業外費用	
支払利息	156
支払手数料	57
その他	124
特別利益	1,673
固定資産売却益	34
投資有価証券売却益	436
補助金収入	511
特別損失	
固定資産除売却損	31
固定資産圧縮損	485
減損	139
その他	42
税金等調整前当期純利益	1,957
法人税、住民税及び事業税	337
法人税等調整額	163
当期純利益	1,456
非支配株主に帰属する当期純利益	36
親会社株主に帰属する当期純利益	1,420

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>(47,829)</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>(24,394)</b>
現 金 及 び 預 金	11,889	電 子 記 録 債 務	10,365
受 取 手 形	381	買 掛 金	4,268
売 掛 金	2,798	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,016
商 品 及 び 製 品	19,605	リ ー ス 債 務	19
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	96	未 払 金	4,979
前 払 費 用	2,193	未 払 費 用	1,002
繰 延 税 金 資 産	370	未 払 法 人 税 等	201
未 収 入 金	8,086	預 り 金	1,617
そ の 他	2,551	販 売 促 進 引 当 金	425
貸 倒 引 当 金	△145	そ の 他	497
<b>固 定 資 産</b>	<b>(41,052)</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>(14,174)</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>(19,951)</b>	新 株 予 約 権 付 社 債 金	7,000
建 物	8,421	長 期 借 入 金	5,460
構 築 物	208	リ ー ス 債 務	171
機 械 及 び 装 置	762	繰 延 税 金 負 債	1,115
車 両 運 搬 具	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	333
工 具 、 器 具 及 び 備 品	552	役 員 株 式 給 付 引 当 金	9
土 地	10,006	そ の 他	85
建 設 仮 勘 定	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>38,568</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>(1,997)</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,816	<b>株 主 資 本</b>	<b>(55,896)</b>
そ の 他	180	<b>資 本 金</b>	<b>(22,304)</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>(19,103)</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>(23,860)</b>
投 資 有 価 証 券	4,703	資 本 準 備 金	14,809
関 係 会 社 株 式	9,632	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,050
長 期 貸 付 金	341	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>(9,883)</b>
そ の 他	4,692	利 益 準 備 金	1,118
貸 倒 引 当 金	△266	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,764
<b>資 産 合 計</b>	<b>88,881</b>	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	56
		特 別 償 却 準 備 金	1,287
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,420
		<b>自 己 株 式</b>	<b>(△151)</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>(△5,583)</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,281
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	118
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,983
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>50,313</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>88,881</b>

# 損益計算書

(自 平成28年1月1日)  
(至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		101,798
売上原価		54,653
売上総利益		47,145
販売費及び一般管理費		47,241
営業損失		95
営業外収益		
受取利息及び配当金	348	
債務勘定整理益	256	
投資損失引当金戻入額	218	
その他	217	1,040
営業外費用		
支払利息	79	
支払手数料	32	
賃貸借契約解約損	24	
その他	63	199
経常利益		745
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	436	
補助金収入	352	824
特別損失		
固定資産除売却損	1	
固定資産圧縮損	328	
減損	136	
その他	29	496
税引前当期純利益		1,074
法人税、住民税及び事業税		△225
法人税等調整額		247
当期純利益		1,052

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月15日

株式会社 千 趣 会  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ①  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 陽子 ①  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月15日

株式会社 千 趣 会  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤陽子 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類及び契約書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月16日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 前田政則 ㊞

社外監査役 小泉英之 ㊞

社外監査役 森本 宏 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は経営基盤の強化を図るとともに、安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を行うことを前提に、連結配当性向30%を目安として株主の皆様へ利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 208,827,464円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月31日

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当金4円と合わせ8円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 現在当社が導入している「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもってその有効期間が満了いたします。当社では、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策に関する環境の変化などを踏まえ、現時点においては本プランを継続する意義が相対的に低下してきていると判断し、平成29年2月17日開催の当社取締役会において、本総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

本プランでは、当社取締役会が買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うべきであると考え、①本プランの導入を株主総会で決議することができる規定、②株主総会決議により新株予約権無償割当てを行うこととするか、または、株主総会で一定の条件を定めたとうえで当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として現行定款第19条及び第20条を設けております。

平成29年2月17日開催の当社取締役会において、本総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしましたので、現行定款第19条及び第20条を削除するものであります。

また、条文の削除にともない、現行定款第21条以下を繰り上げるものであります。

(2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにともない、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条及び第36条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第29条（社外取締役の責任限定）の変更については、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会決議事項)</u>            第19条 当会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大量買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</p> <p>2. 前項における当社株式の大量買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(新株予約権無償割当の決定機関)</u>            第20条 当社は、前条に規定する当社株式の大量買付行為に関する対応策に基づき、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議に基づいて、新株予約権無償割当を行うことができる。</p> <p>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第21条            ~ (条文省略)            第28条</p>	<p>第19条            ~ (現行どおり)            第26条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>
<p>第30条 ～ (条文省略)</p>	<p>第28条 ～ (現行どおり)</p>
<p>第35条 (社外監査役の責任限定)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>	<p>第33条 (監査役の責任限定)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>
<p>第37条 ～ (条文省略)</p>	<p>第35条 ～ (現行どおり)</p>
<p>第40条</p>	<p>第38条</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、社外取締役2名を含む、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 取締役在任年数8年 星野裕幸 (昭和34年12月10日生) 取締役会への出席状況 100% (17/17回)	昭和57年9月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社東京事業本部長 平成21年3月 当社取締役執行役員 平成22年12月 ㈱モバコレ代表取締役社長 平成23年1月 当社事業開発本部長 平成25年1月 当社経営企画本部長 平成27年3月 当社常務取締役執行役員 平成27年8月 当社管理部門担当、経営企画本部長、 販売企画本部長 平成28年1月 当社代表取締役社長（現任）	7,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>星野裕幸氏は、当社入社後、営業、マーケティング、経営企画部門などに携わり、通販サイト「ベルメゾンネット」の立ち上げやプライダル事業分野への進出などで主導的な役割を果たし、新規事業の事業開発本部長、経営企画本部長などを歴任し、これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>再任 取締役在任年数3年</p> <p>杉浦恒一 (昭和33年11月5日生)</p> <p>取締役会への出席状況 100% (17/17回)</p>	<p>昭和56年3月 当社入社</p> <p>平成21年1月 当社執行役員 当社ライフスタイル事業本部長、ライフスタイル事業本部ファブリック開発部長兼ファニチャー開発部長</p> <p>平成23年1月 当社商品開発本部長</p> <p>平成26年1月 当社販売企画本部長</p> <p>平成26年3月 当社取締役執行役員</p> <p>平成27年1月 当社マンスリー事業本部長</p> <p>平成27年3月 当社常務取締役執行役員(現任)</p> <p>平成27年8月 当社ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長</p> <p>平成28年1月 当社ベルメゾン事業統括担当</p> <p>平成29年1月 当社商品開発担当(現任)</p>	6,500株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>杉浦恒一氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売事業部門の本部長を歴任し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p>再任 取締役在任年数2年</p> <p>梶原健司 (昭和36年6月20日生)</p> <p>取締役会への出席状況 94% (16/17回)</p>	<p>昭和63年8月 当社 入社</p> <p>平成21年1月 当社 執行役員 当社 ファッション事業本部副本部長</p> <p>平成22年1月 当社 ベルメゾンネット推進室長</p> <p>平成23年1月 当社 EC事業本部副本部長、EC事業 本部EC事業企画部長</p> <p>平成23年8月 当社 EC事業本部EC販売企画部長</p> <p>平成25年1月 当社 販売企画本部副本部長</p> <p>平成26年1月 当社 ファッション事業本部長</p> <p>平成27年3月 当社 取締役執行役員 (現任)</p> <p>平成27年4月 当社 ファッション事業本部長、SPA ブランド事業本部長</p> <p>平成27年8月 当社 ファッション事業本部長</p> <p>平成28年1月 当社 東京本社代表、事業開発本部長</p> <p>平成28年7月 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社 長 (現任)</p> <p>平成29年1月 当社 東京本社代表、事業開発担当 (現任)</p>	2,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>梶原健司氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売事業部門のファッション関係、ネット関係部門に携わり、現在では事業開発部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 取締役在任年数1年  内藤剛志 (昭和37年11月14日生)  取締役会への出席状況 100% (13/13回) (取締役になつてからの回数)	昭和61年3月 当社 入社 平成20年3月 当社 執行役員 平成21年7月 当社 業務本部長、業務本部業務企画部長 平成22年1月 当社 業務本部長、業務本部業務企画部長、業務本部物流企画部長 平成23年1月 当社 経営企画本部長、経営企画本部人事部長 平成25年1月 当社 事業開発本部長 平成25年11月 (株)千趣会チャイルドケア代表取締役社長 平成28年1月 当社 経営企画本部長 平成28年3月 当社 取締役執行役員(現任) 平成29年1月 当社 経営企画担当(現任)	8,000株
(取締役候補者とした理由) 内藤剛志氏は、当社入社後、主に当社の業務、経営企画、事業開発部門に携わり、現在では経営企画部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
5	新任  石田晃一 (昭和40年7月14日生)	昭和63年3月 当社 入社 平成21年1月 当社 東京事業本部法人事業部長 平成27年1月 当社 執行役員(現任) 当社 経営企画本部副本部長、経営企画部長 平成27年8月 当社 販売企画本部副本部長 平成28年1月 当社 販売企画本部長 平成29年1月 当社 販売企画担当(現任)	3,000株
(取締役候補者とした理由) 石田晃一氏は、当社入社後、主に営業、法人事業、販売企画、経営企画部門などに携わり、現在では販売企画部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">お がわ よし ひろ 小 川 佳 洋 (昭和42年3月19日生)</p>	<p>平成元年4月 三井物産(株) 入社</p> <p>平成15年10月 当社 入社</p> <p>平成25年1月 当社 ベルメゾン事業運営部長</p> <p>平成28年1月 当社 執行役員 (現任)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社 ベルメゾン管理本部長</p> <p>平成29年1月 当社 ベルメゾン統括担当 (現任)</p>	100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小川佳洋氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売事業部門のベルメゾン事業運営部門に携わり、現在ではベルメゾン統括部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後の当社の発展に寄与できると判断し、新たに取締役候補者といいたしました。</p>			
7	<p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">いけ だ ひで ゆき 池 田 英 之 (昭和34年4月11日生)</p>	<p>昭和57年4月 (株)大丸 (現(株)大丸松坂屋百貨店) 入社</p> <p>平成13年9月 同社 東京店婦人服部長</p> <p>平成16年3月 同社 心斎橋店婦人服1部長</p> <p>平成22年5月 同社 執行役員、営業本部MD戦略推進室第1MD推進部長</p> <p>平成26年9月 同社 執行役員、営業本部MD戦略推進室ショップ運営第1統括部長、百貨店オムニチャンネル・リテイリング推進担当</p> <p>平成27年9月 同社 執行役員、営業本部MD戦略推進室MD・チャンネル開発統括部長</p> <p>平成28年1月 同社 参与 (社長特命事項担当) (現任)</p> <p>平成29年1月 当社 顧問 (現任)</p>	0株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>池田英之氏は、(株)大丸松坂屋百貨店 (旧(株)大丸) 入社以来、同社の営業部門、MD戦略推進部門に携わり、オムニチャンネル・リテイリング推進担当を務めるなど、これまでに培ってきた豊富な知見・経験等を当社の経営に反映していただくため、新たに取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	社外新任 寺川尚人 (昭和33年4月10日生)	昭和57年4月 ソニー(株)入社 平成元年4月 同社 デジタルネットワークソリューション バイスプレジデント、人事統括部長 平成16年4月 同社 パーソナルソリューションビジネスグループ バイスプレジデント、事業推進部門長 平成18年6月 (株)スタイリングライフ・ホールディングス取締役 平成22年3月 同社 取締役退任 平成22年4月 マキシム・ド・パリ(株)代表取締役社長 平成24年3月 同社 代表取締役社長退任 平成24年7月 (株)ワールド執行役員、人事本部長 平成26年10月 同社 執行役員退任 平成26年11月 テラ・マネジメント・デザイン(株)代表取締役社長(現任) 平成27年11月 (株)Indigo Blue代表取締役社長(現任) 平成28年6月 パナホーム(株)社外取締役(現任)	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>寺川尚人氏は、ソニー(株)入社以来グループ関連会社等の取締役などを歴任。一貫して人事・労務業務に従事し、新規事業の立ち上げや本社構造改革、グループ経営の制度設計の導入、運営をリード。ソニー(株)退社後も数多くの会社の取締役等を歴任しており、培ってきた豊富な知見・経験等を当社の経営に反映していただくため、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	社外新任 青山直美 <small>あおやま なおみ</small> (昭和41年5月27日生)	平成元年4月 ㈱東芝 入社 平成13年4月 ㈱イーライフ 入社 同社 新規事業開発部部长 平成16年6月 ㈱スタイルビズ設立 同社 代表取締役 (現任) 平成17年6月 ケンコーコム㈱社外取締役 平成24年6月 同社 社外取締役退任	100株
(社外取締役候補者とした理由) 青山直美氏は、㈱東芝、ネットマーケティングベンチャー ㈱イーライフを経て、消費者目線のマーケティング支援の㈱スタイルビズを設立。企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連、特に越境ECのアドバイザーを務める一方、経済産業省消費経済審議会特定商取引部会委員など各種委員を歴任。ワークライフバランスの充実を図る女性のための情報サイト「ワーキングマザースタイル」を主宰する等、培ってきた豊富な知見・経験等を当社の経営に反映していただくため、新たに取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺川尚人及び青山直美の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者寺川尚人及び青山直美の両氏の選任が承認可決された場合には、当社は、両氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、社外取締役候補者寺川尚人及び青山直美の両氏の選任が承認可決された場合には、両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

**【独立社外役員の独立性判断基準】**

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとします。

(独立性等に関する基準)

当社は、以下の (i) から (iv) について、社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(v) によるものとします。

(i) 取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%以上の場合

(ii) 専門家

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合（個人が所属する場合）は、過去3事業年度の平均で当該法人等の売上高の2%以上の場合

(iii) 寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(iv) 上記 (i) から (iii) 又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記 (i) から (iii) 又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間において在職していた場合

(v) 役員の兼任会社数

上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任 北原義春 (昭和32年6月7日生)	昭和56年3月 当社入社 平成18年7月 当社人事部長 平成23年1月 当社執行役員 当社業務本部長 平成24年8月 ㈱バルメゾンロジスコ代表取締役社長(現任) 平成25年1月 当社商品開発本部副本部長 平成26年1月 当社商品管理本部副本部長 平成26年4月 当社経営企画本部副本部長 平成27年12月 当社執行役員退任	7,000株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>北原義春氏は、当社入社以来、人事、業務、商品開発、管理部門に携わり、現在では当社グループ会社の代表取締役社長としての経験を有しております。その知識や知見は、当社の監査役の職務に資するものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 北原義春氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北原義春氏の選任が承認可決された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
3. 北原義春氏は、平成29年3月をもって、㈱バルメゾンロジスコの取締役を退任する予定です。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外 中町昭人 (昭和43年5月7日生)	平成5年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 平成11年10月 米国Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 平成15年10月 米国Kirkland & Ellis LLP入所 平成17年1月 同所 パートナー 平成21年7月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 同所 パートナー(現任) 平成26年6月 オイシックス(株)社外監査役(現任) 平成27年2月 (株)メタップス社外監査役(現任) 平成28年4月 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科特命教授(現任)	0株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 中町昭人氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、その経験と知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査役に就任された場合に、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 中町昭人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中町昭人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。
4. 中町昭人氏の選任が承認可決され、監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

以上

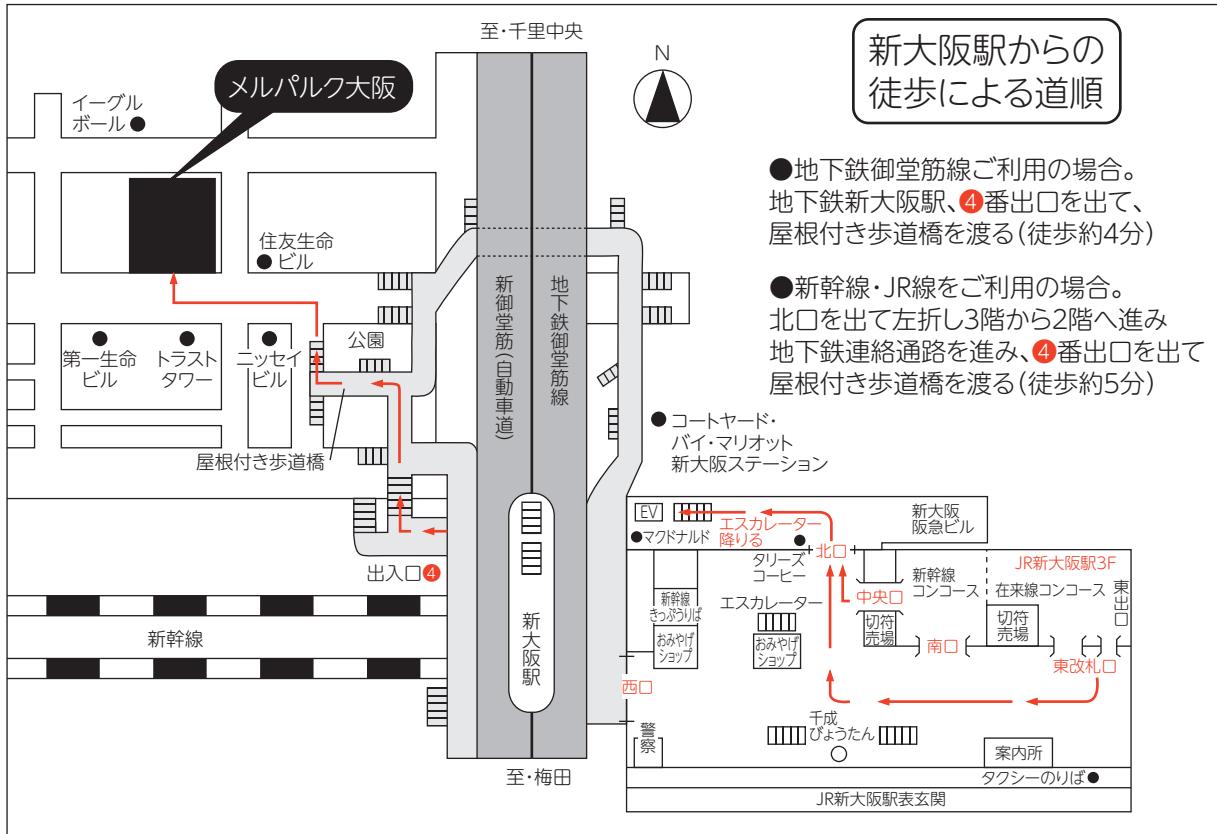
# 株主総会会場ご案内略図

## 会場

大阪市淀川区宮原4-2-1

メルパルクホール 大阪

TEL (06) 6350-2128



◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。